

旧春日井市立郷土館 解体前 調査報告書

春日井市文化財保護審議会委員
東海工業専門学校講師
岩田 敏也

はじめに

春日井市鳥居松町 7 丁目 5 番地に所在する旧春日井市立郷土館は、江戸時代末期に当地で清酒醸造業を営んでいた飯田重蔵（二代目）の離れ座敷として安政 3 年（1856）に建造されたと伝えられている。また、建造に関する資料として棟札が残されており、これには「丁慶応四年辰四月 奉造建大工棟梁長縄清七藤原基賢 施主式代目飯田重兵衛」とあり、慶応 4 年（1868）の建造を示している。

飯田重蔵は、文政元年（1818）の生まれで、明治 13 年（1880）3 月には 62 歳で県議員に当選し、同年 6 月 30 日には同家の座敷を明治天皇行幸の御小休所^{おんこやすみどころ}として供している。昭和 13 年（1938）には「明治天皇下原新田御小休所」として文部省から国史跡に指されたが、戦後、昭和 23 年（1948）に全国の明治天皇聖蹟地は文化財指定から一斉解除された。

昭和 25 年（1950）12 月 30 日に土地・建物が春日井市に寄贈され、市はこれを社会館として活用し、同 33 年（1958）5 月 30 日には、「明治天皇下原新田御小休所旧跡」として春日井市文化財（史跡）として再指定している。昭和 48 年（1973）には市制 30 周年を記念してこれを改修・整備し、郷土の文化財を収納し「下街道」に関連する交通・交易資料の展示や明治時代の商家の生活器具を展示する「春日井市立郷土館」として同年 6 月 15 日に開館した。

しかし、建造から 155 年余りを経過した建物の老朽化は著しく、構造的な補強や根本的な修理はこれまで一度も実施されておらず、郷土館としても開館後 50 年以上を経過しており、市の公開施設としては安全性や耐久性にも問題が生じていた。また、近年は来館者も減少し、郷土の歴史・文化の学習や資料の展示・収蔵の施設としては既に一定の役割を果たしたとして、令和 8 年 3 月 31 日をもって郷土館は廃止されることとなった。廃止後は史跡の文化財指定は継続した上で建物を解体し、その跡地には春日井市の発展に寄与した下街道の歴史や文化などを伝えるとともに地域の方々や下街道の来訪者の憩いの場となる「下街道歴史ひろば」（仮称）を整備することとなり、令和 6 年度に基本設計、7 年度に実施設計が実施された。

本報告書は旧春日井市立郷土館の解体に先立って実施した解体前調査の報告書である。

調査は春日井市教育委員会文化財課の依頼により、令和 8 年 4 月 24 日に実施し、過去の改修や修繕によって取り付けられた新建材などによる造作材の一部を取り^とり^と解き、令和 3 年 2 月に行った調査時には確認することができなかった隠^こぺい部を中心に旧状の確認および写真撮影を行った。報告書の作成は岩田敏也（春日井市文化財保護審議会委員・東海工業専門学校講師）が担当した。

調査概要

造作材の取り^とり^と解き箇所は、旧郷土館の展示室であった「ホール」と「事務室」「台所」として使用されていた室の壁および天井の一部であり、これらは郷土館として改修された昭和

48 年頃に整備されたものと考えられる。(図 - 1)

「ホール」では室内の東面全面と西面南半部の化粧壁を撤去し、構造材である土台、柱および柱間の土壁を露わにした。東面では現在のコンクリート土間上にコンクリートブロックの基礎を築き、この上に土台を敷いて柱を半間ごとに立てていた。ただし、中央の大黒柱のみは地盤上に据えられた礎石上に立てられていた。また、大黒柱以外の柱はいずれも転用材と考えられ、柱間に貫を通して竹小舞を組み、漆喰仕上げの土壁が塗られていた。大黒柱の南北両脇の柱間は土壁と竹小舞が撤去されていたが、北側柱間には鴨居とその上の小壁が残っており、以前は戸口であったと考えられる。

大黒柱の下端には敷居の仕口跡、内法部分には^{さしがもい}差鴨居の仕口跡があって、以前はこの柱筋で南北二室に間仕切られていたことが知られる。大黒柱と相対する西面の柱の下端にも敷居の仕口があって、これを裏付けている。また、敷居は土間に接して通されているので、南北両室とも床組のない土間であったと考えられる。

「ホール」西面南側の「土間」境の壁は後補で、「土間」西面の「玄関」境の敷居と床組も後補であるので、大黒柱より南側は全て土間ミセであった可能性が高い。

「ホール」南西隅の天井を一部撤去し、天井より上部の壁仕上げを確認したところ、現在の天井より上方に旧天井の^{まわりがち}廻縁の取り付き痕跡が残っており、これの上下で土壁の仕上げも異なっていた。

「事務室」では西面（御座ノ間境）全面の化粧壁を撤去し、柱、敷居、土壁を露わにした。柱は南端と中央間を実長一間、北端間を実長半間とし、柱間の土壁は上塗り仕上げで中古の改修によるものと考えられる。南端間のみに鴨居が通されているので、ここには建具が入って「御座ノ間」に続いていたと考えられる。西面壁際の天井の一部を撤去し、天井より上部

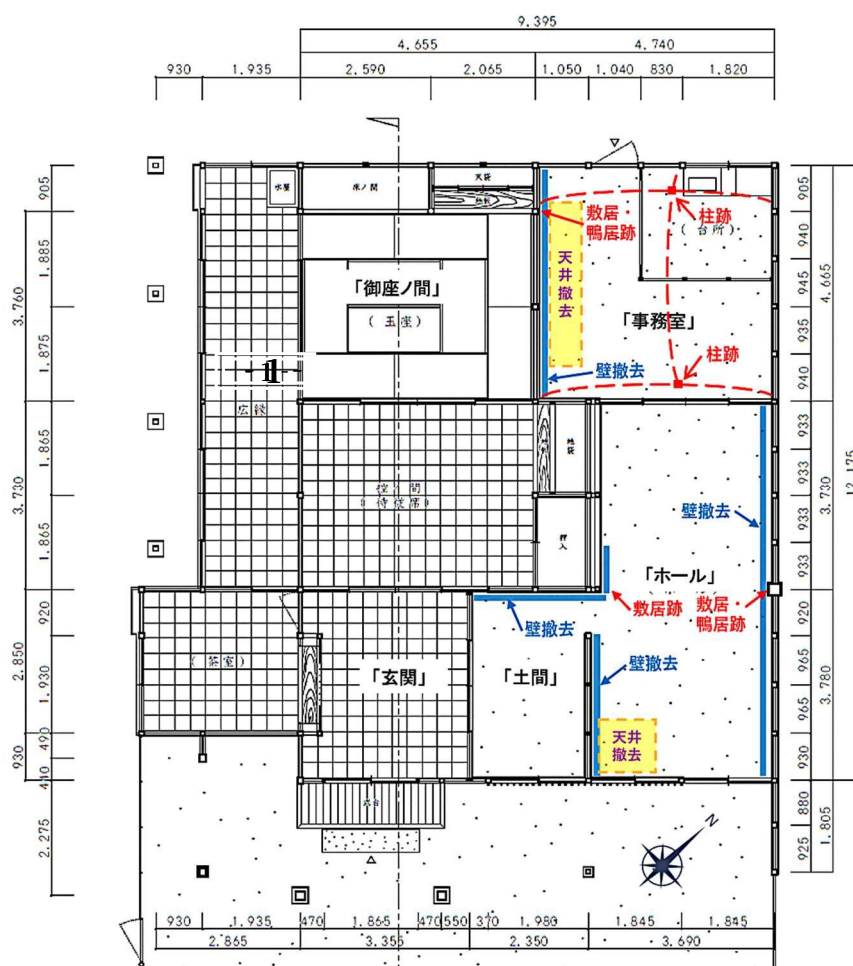


図 - 1 解体前 取り解き調査図

の壁仕上げを確認したところ、ここでも現在の天井より上方の柱に天井廻縁の取り付け跡があり、壁はこの上まで一連の仕上げとされていたので、旧天井を撤去した後、現在の土壁が塗り直されたことが分かる。さらにその後、現在の新建材による壁と天井が後補されたことが知られる。

「事務室」の北端から半間南側の柱には敷居と鴨居の痕跡が残り、この東側へ室が続いていたことが分かる。小屋組をみると、この柱筋の小屋梁下端の間半東側には柱または束が立っていたホゾ穴があり、「ホール」と「事務室」境の柱筋の^{こやばり}小屋梁にも同じ位置に柱があったホゾ穴が確認でき、「御座ノ間」の東に北端に奥行半間、間口一間半の押入を備えた六畳の座敷が続いていたことが推定できる。

以上のような間取りは、大正 8 年（1919）に刊行された『愛知縣聖蹟誌』に掲載されている天皇行幸時の御小休所の間取り図（図 - 2）とほぼ一致し、六畳間は「三條公席」、大黒柱筋より南側の土間は「御休憩當時使用ナシ」と記された土間であったと考えられる。

ま と め

今回の調査によって、飯田重蔵家の離れ座敷が明治 13 年（1938）に天皇行幸の御小休所として使用された際の間取りを推定する手がかり（痕跡の一部）を見出すことができた。

大正 12 年（1923）に大垣共立銀行に買収された後、昭和 10 年（1935）に発刊された『愛知縣史蹟名勝天然記念物調査報告 第十六』に掲載された間取り図（図 - 3）では、六畳の「三條公席」は撤去されて「物置・土間」とされ、南側の土間の一部は「六畳」の座敷に改造されて解体前の旧郷土館の間取りとほぼ一致しており、銀行に改修された際に現状の平面構成が整えられたものと考えられる。

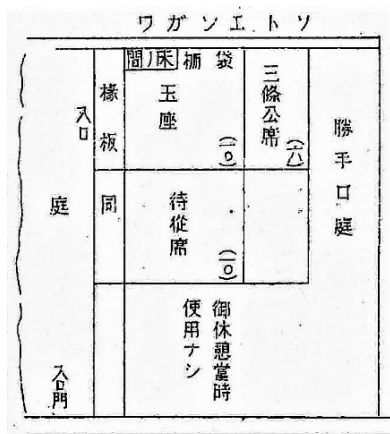


図 - 2 大正 8 年頃の間取り図

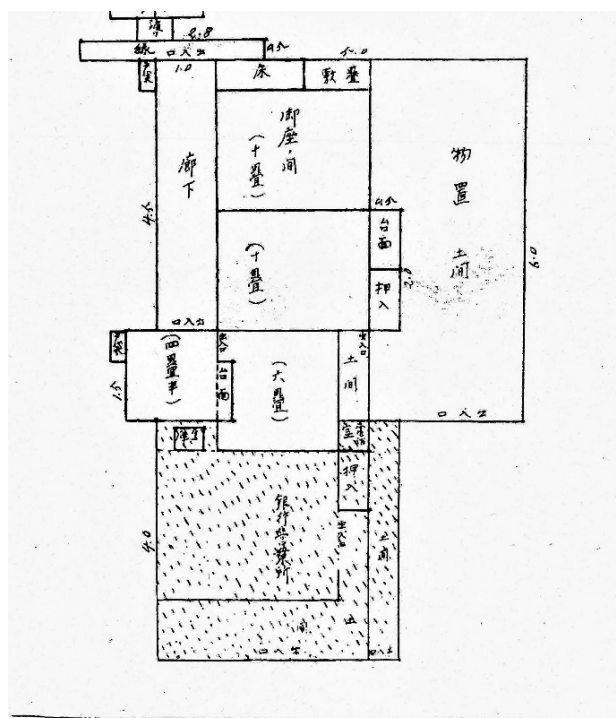


図 - 3 昭和 10 年頃の間取り図



1 ホール東面 壁面全面



2 ホール東面 中央大黒柱



3 ホール東面 大黒柱頂部（鴨居跡）



4 ホール東面 大黒柱脚部（敷居跡）



5 ホール西面 中央柱（大黒柱筋敷居跡）



6 ホール南西隅 天井裏（旧天井跡）



7 事務室西面 御座ノ間境柱筋



8 事務室西面 御座ノ間床脇柱（敷居跡）